

「森林環境に関する新たな課税」について (H16.11 奈良県法定外税懇話会報告の概要)

1 奈良県の森林の現状等について

(1) 森林の概要

本県の森林は、日本一の多雨地帯である紀伊半島のほぼ中央に位置し、その面積は県土面積の77%(全国第6位)にあたる284千haである。また、森林面積のうち95%を占める270千haが民有林となっており、その62%(全国第7位)がスギ・ヒノキ等の人工林となっている。

(2) 森林の持つ多様な公益的機能

森林は、林産物の供給のみならず、下記のとおり多様な公益的機能を有している。

- ・ 県土の保全：樹木が根を張り巡らすことなどにより、土砂の崩壊や流出を防止
- ・ 水源かん養：雨水を貯留することにより河川への流出を平準化し、その過程で水質を浄化
- ・ 保健休養：森林浴、ハイキング、キャンプ等の場の提供により、人にやさらぎと休養を与える
- ・ 自然環境保全：野生動植物に生息・生育の場を提供することにより、自然環境を保全
- ・ 地球温暖化防止：光合成による二酸化炭素の吸収により、地球温暖化を防止

これらの公益的機能の年間評価額について、林野庁の試算によると全国では75兆円、奈良県では8,300億円の評価に値するとされている。

(3) 森林の整備状況

古くからスギ・ヒノキを中心とした植林が行われ、その約6割が保育・間伐を要する45年生以下の育成段階にあるが、住宅建築様式の多様化や林業後継者の減少など、林業経営を巡る厳しい状況の下で、間伐等の保育作業が十分に行われなくなっており、森林の荒廃が進行している。

(参考)・間伐実施面積の推移	H4 約5,000 ha	H13 約4,000 ha (21%)
・林業就業者数の推移	H2 2,795人	H12 1,614人 (42%)
・木材生産量の推移	H4 486千m ³	H13 253千m ³ (48%)

(4) 森林を守るための新たな対応

森林の荒廃状況を具体的に見ると、スギ・ヒノキの人工林では、間伐等の適切な整備がなされていないため、下草が生えていない森林が増加している。また落葉広葉樹の里山林でも、竹林の拡大や常緑樹の侵入による植生の変化が生じつつある。

このような状況に対応して、今後森林環境を保全していくためには、里山林の整備や、放置森林が増加しつつある人工林の整備、環境保全や森林整備に向けた意識啓発等の新たな取組に早急に着手する必要がある。

2 「森林環境に関する新たな課税」導入の意義と基本的考え方等について

(1) 「森林環境に関する新たな課税」導入の意義等

本県は豊かな森林環境を有し、森林が持つ多様な公益的機能により、県民は多様な恵みを楽しんできたが、森林の荒廃が進みつつある中であって、民有林に関しても森林の公益的機能の維持・増進を図り、これを将来に伝えるための新たな方策が求められている。

そこで、森林環境を県民全体が守るべき貴重な環境資源と捉え、課税自主権の活用の観点から「森林環境に関する新たな課税」を導入することは、従来からの林業振興施策に加え、この税収を活用した新たな施策の展開を可能とするほか、導入に当たっての議論や新たな施策への取組を通じて県民意識の一層の高まりも期待さ

れ、本県の特色である恵まれた森林環境の保全に有効な方策であると考えられる。

(2) 「森林環境に関する新たな課税」の基本的考え方

目的

「森林環境に関する新たな課税」を導入することにより、この税収を活用して、多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進する。

税負担者等

森林は県民全体に対し幅広い公益的機能を果たしていることから、税負担者も県民全体とすることを基本とすべきである。

また、新たな課税方式については、法定外税を創設するよりも、県民税均等割（個人県民税・法人県民税）において税率を一定額上乘せする超過課税方式の方が、従来の納税方法によることが出来るため、県民の手続き負担の面や行政コストの面から優れている。

(3) 具体的課税方式等

項 目		内 容		
課 税 方 式		現行の県民税均等割額に当該税額分を加えて課税する。 (県民税均等割の超過課税方式)		
納 税 義 務 者 (等 義 務 者)	個人	県内に住所等を有する者		
	法人	県内に事務所等を有する法人等		
税 率	個人	年額 5 0 0 円		
	法人	現行の県民税均等割の税額の 5 % 相当額		
		資本等の金額	現行の均等割額	5 % 相当額
		50 億円超	年額 800,000 円	40,000 円
		10 億円超 ~ 50 億円以下	年額 540,000 円	27,000 円
		1 億円超 ~ 10 億円以下	年額 130,000 円	6,500 円
10 百万円超 ~ 1 億円以下	年額 50,000 円	2,500 円		
上記以外の法人等	年額 20,000 円	1,000 円		
徴収方法	個人	給与所得者：雇用主が給与から特別徴収して市町村に納入 給与所得者以外：市町村が納税通知書により普通徴収		
	法人	県に対して申告納付		
税 収 に よ る 実 施 事 業 例		【自然との共生をめざして】 ・里山林の整備による生物多様性や地域景観の回復 ・森林環境教育の幅広い指導者養成及び体験学習等の推進 【森林の多面的な機能発揮をめざして】 ・放置森林調査及び森林所有者に対する意識啓発等 ・公的関与による森林の公益的機能の維持増進		
税 収 規 模		約 3 億円 (平年度)		
低 所 得 者 等 へ の 配 慮		以下の方は、非課税 ・生活保護法による生活扶助を受けている方 ・障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が一定額 (平成 16 年度現在 1 2 5 万円) 以下の方 ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方		